

食品安全委員会新開発食品専門調査会

第123回会合議事録

1. 日時 令和元年11月21日（木） 14:45～15:06
2. 場所 食品安全委員会大会議室（赤坂パークビル22階）
3. 議事
 - （1）専門委員の紹介
 - （2）専門調査会の運営等について
 - （3）座長の選出
 - （4）その他
4. 出席者
 - （専門委員）
石見専門委員、小堀専門委員、佐藤専門委員、
杉本専門委員、高橋専門委員、豊田専門委員、中島専門委員、林専門委員、
山本専門委員、脇専門委員、和田専門委員
 - （食品安全委員会）
川西委員、吉田（緑）委員
 - （事務局）
小川事務局長、小平事務局次長、箆島評価第二課長、蛭田評価情報分析官、
飯塚課長補佐、森山評価専門官、松田技術参与
5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
 - 資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について
6. 議事内容

○蛭田評価情報分析官 本日はお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第123回「新開発食品専門調査会」を開催いたします。

本調査会は公開で行います。私は事務局の蛭田と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10月1日をもちまして専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たります。

まず初めに、佐藤食品安全委員会委員長より挨拶いたします。

○佐藤委員長 食品安全委員会の佐藤でございます。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げたいと思います。座って失礼します。

既に安倍内閣総理大臣から令和元年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会、あるいはワーキンググループについては、委員長が指名することとなっており、先生方を新開発食品専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

通常、私共が考える科学は、精緻なデータをもとに正確な回答、真理を求めていくものであります。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、レギュラトリーサイエンスの一部であると考えられております。リスク評価においては、ある時は限られたデータしかない場合でも、完璧さにこだわらずに解答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

なお、専門調査会の審議については、原則公開となっております。この「新開発食品専門調査会」の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行う場合もございますが、議事録が公開となります。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聴くことにより、リスク評価のプロセスや意義を御理解いただき、情報の共有にも資するものと考えてございます。

さて、「新開発食品専門調査会」では、主に特定保健用食品の安全性評価を行っていただいております。特定保健用食品は人での有効性をうたおうとするものですので、人で生理作用を持つこととなります。このため、食品添加物などの他分野のリスク評価とは異なる難しさがあるのではないかと考えてございます。効果と毒性は表裏一体ですので、意図した以上の生理作用をもたらす可能性も高くなりますが、これが安全上問題とならない程度であるかという見極めが必要な場合も出てまいります。専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして調査審議をいただければ幸いです。

食品のリスク評価は国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速

に遂行すべく、御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げて挨拶いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、本日席上に配付しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、専門委員名簿、以上でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議題の1といたしまして、「専門委員の紹介」でございます。私からお名前の50音順に紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回から本調査会に初めて参加される先生におかれましては、一言御挨拶をお願いできればと思います。

石見佳子専門委員でございます。

○石見専門委員 石見でございます。よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 小堀真珠子専門委員でございます。

○小堀専門委員 小堀でございます。よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 佐藤隆一郎専門委員でございます。

○佐藤専門委員 東京大学の佐藤隆一郎でございます。今回初めての参加ということで、今後ともどうぞよろしく願いいたします。私は委員長が書かれた総説によりますとピュアサイエンスの部分をやっておりますので、安全にはちょっと疎いところもございますけれども、これから勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 杉本直樹専門委員。

○杉本専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の杉本と申します。研究所では食品添加物部に所属しておりまして、主に天然物由来の添加物の分析表、規格基準の設定のための研究を行っております。お役に立てるように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 高橋祐次専門委員。

○高橋専門委員 初めまして、国民医薬品食品衛生研究所の高橋祐次と申します。研究では毒性部に所属しておりまして、主に家庭用品ですとか農薬、新規マテリアルとしてナノマテリアル等の毒性評価の評価系も含めてしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 豊田武士専門委員。

○豊田専門委員 同じく国立医薬品食品衛生研究所の豊田武士と申します。研究所では病理部に所属しておりまして、動物を用いた毒性評価を主に行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 中島孝則専門委員。

○中島専門委員 日本薬科大学の中島でございます。今回初めてこちらの委員とさせてい

いただきました。私は薬学ですので、余り安全というところではなくて、どちらかと言うと薬剤ですとか、そういった方面とはなりますけれども、御協力させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 林道夫専門委員。

○林専門委員 NTT東日本関東病院の林でございます。臨床医です。よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 山本精一郎専門委員。

○山本専門委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 脇昌子専門委員。

○脇専門委員 脇でございます。よろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 和田政裕専門委員。

○和田専門委員 和田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 玉腰暁子専門委員、本間正充専門委員は本日御欠席でございます。

また、本日は、食品安全委員会から冒頭で御挨拶いただきました佐藤委員長、本専門調査会の担当であります川西委員、吉田緑委員にも御出席いただいております。

最後に、事務局を紹介させていただきます。

小川事務局長、小平事務局次長、箆島評価第二課長、飯塚課長補佐、森山評価専門官、松田技術参与、私、評価情報分析官の蛭田でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題の2、「専門調査会の運営等について」でございます。お手元の食品安全委員会マニュアルの46ページからが食品安全委員会専門調査会等運営規程、51ページからが食品安全委員会における調査審議方法等についてでございます。これらの資料に基づき御説明いたします。

まず、マニュアルの46ページをごらんいただけますでしょうか。青色の冊子でございます。食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。時間が限られておりますので、要点のみ簡潔に御説明いたします。

第2条でございますが、専門調査会の設置等について定めているところでございます。

第3項、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとなっております。

第5項でございますが、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっております。

その次、第3条でございますが、議事録の作成について定めております。

第4条でございますけれども、専門調査会の会議の規程でございます。座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となるとなっております。

47ページに移っていただきまして、第3項でございますけれども、座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員、あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求め

ることができるとしております。

その下でございますが、第5条でございますが、専門委員の任期を定めております。任期は2年となっております。

次の48ページと49ページ、別表が掲載されておりますけれども、新開発食品専門調査会の所掌事務は49ページでございますが、新開発食品及び特定保健用食品の食品健康影響評価に関する事項について調査、審議することと明記されております。

続きまして、この青いマニュアルの51ページをごらんいただけますでしょうか。食品安全委員会における調査審議方法等についてでございます。佐藤委員長の冒頭の御挨拶にもございましたように、中立公正な評価の観点から、場合によりましては、該当する専門委員に途中で調査審議から外れていただくことがございます。51ページの真ん中でございますが、「2 委員会等における調査審議等への参加について」をごらんください。(1)に、「委員会等は、その所属する委員又は専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。」となっております。

51ページの中ごろから52ページの上のほうでございますけれども、①から⑥ということで、具体的な事項が規定されております。主なものといたしましては、①でございますけれども、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業または同業他社から過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額が、52ページの別表がございまして、この別表のいずれかに該当する場合でございます。

また、④といたしまして、特定企業からの依頼により、調査審査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合。

52ページの⑤でありますけれども、リスク管理機関の審議会の長である場合。このようなものが該当いたします。

52ページの(2)でございますけれども、任命された日から起算して過去3年間におきまして、該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただいております。確認書は53ページに別紙ということでひな形を掲載させていただいております。

52ページの(4)でございますけれども、提出の日以降に開催する委員会の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行わせていただいております。

概要は以上でございますが、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

済みません、51ページの2の(1)、私、上のところのみ説明させていただきましたが、ただし書きがございます。委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができるというただし書きがございます。そのこのところの説明が漏れておりました。失礼いたしました。

何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御説明した内容につきまして御確認いただきまして、また御留意いただきまして、専門委員をお務めいただければと思います。

それでは、議題の(3)でございます。本専門調査会の「座長の選出」をお願いしたい

と思います。

座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。先生方、いかがでしょうか。

石見委員、お願いいたします。

○石見専門委員 石見でございます。

座長につきましては、脇専門委員が適任かと存じます。御推薦申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 林でございます。

私も脇専門委員が適任かと存じ、御推挙申し上げます。

○蛭田評価情報分析官 ただいま石見専門委員、林専門委員から、脇専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。御賛同される方は拍手等いただければと思います。

(拍手あり)

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に脇専門委員が互選されました。

それでは、脇専門委員、座長席にお移りいただきたいと思います。

(脇専門委員、座長席へ移動)

○蛭田評価情報分析官 それでは、脇座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○脇座長 ただいま座長に選出いただきましてありがとうございます。脇でございます。

私は臨床の立場から、この調査会専門委員として務めてまいりました。毎回、各分野の専門の先生方の深い御考察に勉強させていただきながら、いろいろ感じながら参加してまいりました。このたびは座長の任、私にとりましては大変荷が重いのでございますが、微力ではございますが、諸先生方のお力をいただきまして、先ほど御説明いただきました食品安全委員会の基本的な姿勢にのっとり、公正で科学的な審査を行い、国民の健康に資するものに努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行を脇座長をお願いいたします。

○脇座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から御説明がございました座長代理の指名についてですが、私からは、座長代理といたしまして高橋専門委員にお務め願いたく、指名させていただきたいと思

ますが、皆様、いかがでございましょうか。

(拍手あり)

○協座長 どうもありがとうございます。

それでは、高橋座長代理から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○高橋座長代理 高橋でございます。

座長代理という、規程によりますと脇先生に事故があった場合ということで、そのようなことはないと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○協座長 どうもありがとうございました。

では、次の議事に移らせていただきまして、議題4、「その他」については、事務局から何かございますでしょうか。

○蛭田評価情報分析官 特にございません。

○協座長 それでは、これで第123回新開発食品専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

なお、続きまして、非公開で第124回新開発食品専門調査会を15時15分から開催いたしますので、専門委員の先生方はどうぞよろしく願いいたします。